



保険金を支払通知日の属する事業年度の収益に計上した
請求人の会計処理を正当と判断した事例

令和6年2月26日裁決・裁決事例集No.134

第125回 2026年4月3日（金）

発表者 長谷川 記央

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<https://www.mjs.co.jp/seminar/sozeihanrei.html>

保険金を支払通知日の属する事業年度の収益に計上した請求人の会計処理を正当と判断した事例／令和6年2月26日裁決・裁決事例集No.134

税理士 長谷川 記央

はじめに

保険金収入の益金認識の帰属時期が問題とされる裁決事例があり、資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供とは異なる益金認識を行うのではないかという疑問から、判例研究会で取り上げることにした。

「資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供」は、企業会計では実現概念によって収益認識を行うこととなる一方で、その他については、明確な会計基準が見当たらず、どのように判断すべきか、会計慣行に委ねられている現状にあるように思われる。

このため、本報告では、法人税における益金認識について検討をし、保険金収入の益金認識について、どのように判断すべきかを検討する。

1. 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準

1. 1 法人税法 22 条 4 項と法人税法 22 条の 2 第 2 項

法人税法 22 条 4 項は「第 2 項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」と規定する。

法人税法 22 条の 2 第 2 項は「内国法人が、資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って当該資産の販売等に係る契約の効力が生ずる日その他の前項に規定する日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合には、同項の規定にかかわらず、当該資産の販売等に係る収益の額は、別段の定め（前条第 4 項を除く。）があるものを除き、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。」と規定する。

いずれも「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」が規定されており、本事例においては、法人税法 22 条 4 項の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の取扱いが問題となった事例といえる。

また、本事例は保険金収入の益金の帰属事業年度が問題とされているため、法人税の益金認識である権利確定主義の問題であると考えられる。

このため、法人税の益金認識について検討を行った上で、本事例の検討を行う。

1. 2 益金認識に関する先行研究

大淵（2017）は「法人税法 22 条 4 項の「一般に公正妥当な公正処理の基準」は、「企業会計原則」自体ではないが、税法固有の論点からこの基準の該当性を判断すべきものではないというのがこれまでの多数の見解である。このような抽象的議論については格別異論を唱

える必要もないが、企業会計独自の会計目的から構築される「実現」の概念を税務会計が無条件に受け入れなければならないというものでもない。しかし、税務会計上の「実現」の内容の明確性を企業会計の立場から追及するというよりも（このことは会計観の異なる両会計分野ではあまり重要ではない）、税務会計の立場からの「実現主義」の概念を構築するということが重要であるように思われる。

従前、法人の課税所得は、企業会計上の利益計算に依存するという点が強調され、公正妥当な会計慣行という観点から実現主義の概念も、企業会計における「実現」の概念が前提とされていた。しかし、税務会計ないし租税法における「実現主義」は、企業会計の「実現概念」の伝統的概念を基礎的概念として、税務会計目的観からの概念内容を構成する必要があるように思われる。

税務会計が対象とする収益計上時期は、多義に亘り複雑な具体相を示しているが、これらのすべての収益認識について、企業会計に「健全な会計慣行」の定着を要求することは困難であり、今後もこの点については多くを期待できない。そうであれば、税務会計又は租税法の「実現概念」についても、企業会計において定着した議論も慣行もなく税務処理の指針たり得ない場合には、税務会計や租税法の立場からその概念を構成することが必要であり、それが、公正処理基準と考えるべきである。

そして、筆者は、税務会計又は租税法の収益の認識基準は、実現主義を統一的基準とし、具体的適用において、従前の企業会計における狭義の「実現主義」で律しきれない場合には、「権利確定主義」又は「管理支配基準」等の独自の基準を設定して収益を認識すべきであると考える。¹ことをあげる。

長島（2021）は「公正処理基準は会社法の会計であることとなったが、では法 22 条の 2 にある収益公正処理基準もそうであろうか。この収益公正処理基準を含む法 22 条の 2 は、企業会計基準 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という）の公表に伴い制定されたものである。

そうである以上、立法経緯からはこの収益公正処理基準は、収益認識会計基準を指すものと理解できる。

もともと条文上、果たしてそれしかないかについては検討する必要がある。というのも文言としては「資産の販売等に係る収益に額についての一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」ではなく「資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」となっている。従って、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」には何ら修飾も限定もなされていないのである。あくまでも、「資産の販売等に係る収益の額」の会計処理（特に認識）について、公正処理基準に従った場合について規定しているに過ぎない。

そして上記の検討からは、この収益認識会計基準は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当する。従って、

¹ 大淵博義（2017）『法人税法解釈の検証と実践的展開 第三巻』税務経理協会，pp. 22-23.

収益公正処理基準も公正処理基準も、内容は同じものといえることができる。」²ことをあげる。

また「収益公正処理基準と公正処理基準が同じものであるとしても、その適用場面は異なっている。上記したように、資産の販売等に係る収益の額の認識について適用した場合が、収益公正処理基準であり、その他の場面で適用した場合が公正処理基準である。

そして法 22 条の 2 第 2 項では「資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って当該資産の販売等に係る契約の効力が生ずる日その他の前項に規定する日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合には、同項の規定にかかわらず、当該資産の販売等に係る収益の額は、別段の定め（前条第 4 項を除く。）があるものを除き、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。」と規定している。これを簡略にすれば「収益の額につき公正処理基準に従って契約の効力が生ずる日等の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合には、別段の定め（前条第 4 項を除く。）があるものを除き、益金の額に算入する」となる。

すなわち、収益公正処理基準に従って収益として経理した場合には、前項の引渡し基準に関わらず、別段の定めがない限り、収益として認めると、そしてこの別段の定めには公正処理基準は含まれないというものである。別段の定めは優先されるが、他のものは劣後する点を明らかにしており、劣後するものに公正処理基準が含まれていることになる。

公正処理基準の劣後については、法 22 条の 2 第 4 項でも規定している。そこには「内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額として第 1 項又は第 2 項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、別段の定め（前条第 4 項を除く。）があるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とする。」と、収益公正処理基準自体は規定していないが、上記したように 2 項は収益公正処理基準を適用した場合であり（2 項は収益計上の時期、4 項は収益計上する金額について定めている）、この 4 項も 2 項同様、別段の定めは優先されるが、他のものは劣後する点を明らかにしており、劣後するものに公正処理基準が含まれていることになる。

上記したように立法経緯からは、この収益公正処理基準は、収益認識会計基準を指すものと理解できるが、法令の文言からは、いずれも「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」ということになる。従って、収益公正処理基準も公正処理基準も、内容は同じものといえることができる。

公正処理基準自体はおなじものであるところ、適用場面としては収益の認識や測定においての適用とそれ以外とで分けられており、概念としては別のもものと位置付けられたものと思われる。」³とする。

金子（2018）は収益認識時期について「概ね実現主義と同様の取扱いになっているが、い

² 長島弘（2021）「公正処理基準の再検討」税法学No.586, p. 483

³ 長島弘（2021）pp. 463-464.

わゆる資産負債アプローチと収益費用アプローチの差異があり、本来は異なる概念が結果として類似した取扱いになっているにすぎないと考えられる。

このように考えると、収益認識会計基準は、法人税法上の実現主義又は権利確定主義の考え方と齟齬をきたすものではないとはいえない可能性があるにもかかわらず、結果としての類似性を利用し、収益認識の早期化のために法人税法上受け入れたとも考えられる。」⁴とする。もっとも、企業会計における実現主義と法人税法上の実現主義を区別しているように思われ、法人税法上の実現主義と権利確定主義を区別していると思われる。

長谷川（2022）は、権利確定主義における「権利」について「納税者が当該権利を支配していることを意味し、納税者の意思によって選択可能なものとする。ここでいう支配とは、第三者から制限を受けずに、すなわち第三者に制限を与えて成り立つものである。例えば、納税者が土地の利用するにあたり、他の納税者が当該土地の利用ができないという制限が生ずる。損害賠償金における権利については、共存可能性の歴史的側面の基礎に問題が生じ、複数の納税者が当該権利を支配していると認識している場合に生ずることになるが、いずれかが支配すべきかについて司法裁判所の判断あるいは双方の合意に基づいて、双方の異なる認識である権利を統一するところであるといえる。したがって、司法裁判所の判断あるいは双方の合意によって、合意によらない権利が合意による権利に変化することになるといえる。

このように、権利確定主義における「権利」とは「合意」に基づくことが前提とされ、ここでいう「合意」とは、当事者あるいは統治（社会に入る同意）を包含するものであり、司法裁判所の判断も「合意」に包含されることとなる。」⁵とする。

権利確定主義における「権利」は、売掛債権のような無形資産の場合には、納税者が自由に使用収益あるいは処分することを、第三者が認識することが難しいことがある。無形資産によっては、不動産のような公示力がとも乏しいことがあげられる。

「伝統的な実現概念は、財貨又は役務の提供に対する対価を、納税者の意思で自由に使用収益・処分するという選択可能となった事業年度に収益が帰属することとなる。法人税法の権利確定主義も、財貨又は役務の提供に対する対価を、納税者の意思で自由に使用収益・処分することができる事業年度に、益金が帰属することになる。

しかしながら、財貨又は役務の提供に対する対価が売掛金といった権利の場合に、納税者が相手方に請求できる事業年度に益金が帰属することになるが、第三者が当該権利を要件事実として確認することが困難な場合も少なくない。

このため、財貨又は役務の提供に着目し、納税者が財貨又は役務の提供をしたときに、相手方が財貨を自由に使用収益・処分する選択可能な事業年度あるいは、納税者が役務の提供をした事業年度に、益金が帰属すると考え、要件事実を確認することがある。このような考え方は、「財貨又は役務の提供」があれば、それに対する対価が当然に発生していると考え

⁴ 金子友裕（2018）「法人税法 22 条の 2 創設の意義」東洋大学経営論集 Vol. 92, p. 90.

⁵ 長谷川記央（2022）「権利確定主義における益金認識の問題」租税訴訟No.15, pp. 139-140.

「財貨又は役務の提供」を要件事実として、間接的にその対価を納税者が自由に使用収益・処分することができるという見解が考えられる。」⁶

しかしながら、本事例は「財貨又は役務の提供」に対する対価として「権利の確定」があったものではなく、「財貨又は役務の提供」という要件事実によって、益金認識の帰属時期を判断することができない。このため、どのように「権利の確定」を行うかが問題となり、保険金収入に係る権利の確定をどのように捉えるかが問題となるといえる。

1. 3 保険金収入の収益と一般に公正妥当と認められる会計処理の基準

大淵（2017）があげるように、税務会計は「権利確定主義」又は「管理支配基準」等の独自の基準を設定して収益を認識すべきである⁷ように思われる。

企業会計があげる伝統的な実現主義と権利確定主義の共通的要件である企業会計でいう財貨又は役務の提供、法人税法が規定する資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（法人税法 22 条の 2 第 1 項）は、正常営業循環基準の枠内にある営業活動の一環として行った資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に係る収益認識あるいは益金認識といえる。

正常営業循環基準の枠外にある保険金収入等に係る収益認識あるいは益金認識は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（法人税法 22 条 4 項）によるものといえる。正常営業循環基準の枠外にある権利については、継続的な取引ではなく、その権利が実現するかは、不明確な場合も少なくない。このため、管理支配基準によって収益認識あるいは益金認識することが妥当である。

2. 令和 6 年 2 月 26 日裁決⁸

2. 1 事実の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が受領した死亡保険金について、原処分庁が、被保険者の死亡日の属する事業年度の益金の額に算入すべきであるとして法人税等の更正処分等をしたのに対し、請求人が、当該死亡保険金は保険会社からの支払通知日の属する事業年度の益金の額に算入すべきであり、請求人の処理は是認されるなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

2. 2 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 請求人は、建築、土木工事請負業等を目的として設立された法人である。

なお、請求人の代表取締役は、令和 3 年 1 2 月〇日まで E（以下「本件前代表者」という。）

⁶ 長谷川記央（2026）「法人税におけるリベートに係る会計処理の問題－収益認識基準と法人税法 22 条の 2 を中心として－」税務事例 Vol. 58, No. 2, p. 37.

⁷ 大淵博義（2017）p. 23.

⁸ 令和 6 年 2 月 26 日裁決・裁決事例集 No.134・TAINZ J134-3-05

が務めていたが、同日に死亡により退任し、同月〇日にBが就任した。

ロ 請求人は、F社及びG社（以下、F社と併せて「本件各保険会社」という。）との間で、保険契約者を請求人、被保険者を本件前代表者、死亡保険金の受取人を請求人とし、別表1の「保険契約の内容」欄の各項目を契約内容とする順号1から5までの各生命保険契約（以下「本件各保険契約」という。）を締結した。

ハ 本件各保険契約に係る各約款及び各特約条項の内容等は、要旨次のとおりである。

（イ）支払事由が生じたときは、本件各保険会社は保険金（別表1の「保険金額」欄の各金額）を支払う。支払事由とは、被保険者の保険期間中の死亡である。

（ロ）支払事由が生じたときは、保険金受取人は遅滞なく本件各保険会社に通知し、速やかに必要書類を提出して保険金を請求する。

なお、F社における必要書類とは、同社所定の請求書、同社所定の様式による医師の死亡証明書、被保険者の住民票、受取人の戸籍抄本及び印鑑証明書並びに保険証券であり、G社における必要書類とは、同社所定の請求書、同社所定の様式による医師の診断書、被保険者の住民票、受取人の戸籍抄本及び印鑑証明書並びに保険証券である。

また、別表1の順号5の保険契約においては、支払事由が生じた場合のG社に対する通知時期に関する定めはない。

（ハ）保険金は、上記（ロ）の必要書類が本件各保険会社に到着した日の翌日又は翌営業日からその日を含めて5営業日以内に支払うが、保険金を支払うために確認が必要な場合やその確認のために特別な照会や調査が不可欠な場合には保険金の支払期限が延長される。

（ニ）上記（イ）の支払事由が生じても、免責事由に該当するときは、本件各保険会社は保険金を支払わない。

免責事由とは、①責任開始の日から3年以内の自殺、②保険契約者又は保険金受取人の故意、③戦争その他の変乱のいずれかによる被保険者の死亡である。

（ホ）上記（イ）の支払事由が生じた後でも、保険契約者又は被保険者に告知義務違反があったときは、本件各保険会社は保険契約を解除することができ、当該保険契約に係る保険金を支払わない。

（ヘ）上記（イ）の支払事由が生じた後でも、重大事由に該当するときは、本件各保険会社は保険契約を解除することができ、当該保険契約に係る保険金を支払わない。

重大事由とは、①保険契約者又は保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合、②保険金の請求に関して保険金受取人に詐欺行為があった場合、③保険契約者、被保険者又は保険金受取人が暴力団等に該当する場合、④①から③までと同等の重大な事由がある場合などである。なお、別表1の順号5の保険契約においては、上記③の定めはない。

ニ 本件前代表者は令和3年12月〇日にH県立J病院において死亡し、同病院は、同日、同人の直接死因を「〇〇〇〇」、死因の種類を「病死及び自然死」と診断した。なお、死亡診断書の死因の種類欄には、「病死及び自然死」以外に、交通事故等の「不慮の外因死」、自殺等の「その他及び不詳の外因死」及び「不詳の死」という項目があったが、本件前代表者

の死因の種類としては、「病死及び自然死」のみが選択されていた。

ホ 請求人は、別表1の順号1から4までの各生命保険契約について、F社に対して、令和4年3月8日付で、必要書類を提出して保険金の請求を行った。

また、請求人は、別表1の順号5の生命保険契約について、G社に対して、令和4年5月31日付で、必要書類を提出して保険金の請求を行った。

へ 請求人は、別表1の順号1から4までの各生命保険契約について、F社から、いずれも令和4年3月16日付の「お支払のご案内」と題する各書面を受領し、また、別表1の順号5の生命保険契約について、G社から、同年6月6日付の「お支払明細書」と題する書面を受領した。

当該各書面には、別表1の「支払金額」欄の各金額を令和4年3月17日付で支払手続を行う旨又は同年6月8日に支払う旨が記載されていた。

ト 令和4年3月17日及び同年6月8日に、上記への各書面に記載された別表1の「支払金額」欄の各金額が、請求人名義の銀行口座に入金され、請求人は、それぞれ同日付で、同入金額について保険積立金等を差し引いた金額を雑収入に計上した。

2. 3 争点

本件各保険金の額は令和3年12月期の益金の額に算入されるか否か。

2. 4 争点についての主張

2. 4. 1 原処分庁の主張

本件各保険金の額は、以下の理由から、本件前代表者の死亡日である令和3年12月○日において収入すべき権利が確定したといえるから、請求人の令和3年12月期の益金の額に算入される。

イ 法人税法第22条第2項及び第4項の解釈からすると、本件各請求権が確定したと認められるか否かは、請求人が令和3年中に本件各保険金の額を請求することができたか否かではなく、本件各請求権の発生及び実現の可能性を認識できたか否かで判断すべきである。

本件前代表者は令和3年12月○日に死亡し、同日において死因が「病死又は自然死」と診断されているところ、これは本件各保険契約に係る保険金の支払事由に該当するとともに、免責事由のいずれにも該当しない。

そうすると、請求人においては、本件前代表者の死亡の事実及び本件各保険契約に基づいて、保険金を請求することができる状態が整っており、本件前代表者の死亡日から本件各請求権の実現可能性を客観的に認識でき、その行使が可能となったといえる。

また、既に確定した収入すべき権利を現金の回収を待って収益に計上するなどの会計処理が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するとはいえないことに照らすと、本件において、本件前代表者の死亡日に収入すべき金額が確定した本件各保険金の額を、支

払通知を待つて益金の額に算入することは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するとは認め難い。

さらに、法人税法第22条の2第4項及び法人税基本通達2-1-1の10《資産の引渡しの際の価額等の通則》に照らせば、本件各保険金の額が確定していることは、権利の確定の要件とはならない。

ロ 法人税法第22条の2第2項は従来の取扱いを明確化したものであり、権利の確定に関する解釈を変更したものではないから、上記イの主張に誤りはないし、本件各保険金の額を令和3年12月期の益金の額に算入すべきことは、法人税基本通達9-3-4《養老保険に係る保険料》の(1)及び所得税基本通達36-13《一時所得の総収入金額の収入すべき時期》といった他の法令解釈通達の定めとも整合するものである。

ハ 死亡退職金の支払は、死亡保険金の使途であって、その支払に基因して死亡保険金が支払われるものではないから、これらが費用・収益として対応していないことをもって、費用収益対応の原則違反の問題が生じるものではない。

ニ 本件各保険金の額について、本件前代表者の死亡日において、請求人が益金の額に算入し、本件各保険会社が損金の額に算入していないとしても、同一の課税物件に対する課税が重複しているとはいえず、二重課税の問題が生じるわけではない。

2. 4. 2 請求人の主張

本件各保険金の額は、以下の理由から、本件各保険会社からの支払通知日において収入すべき権利が確定したといえる上、法人税法第22条の2に照らしても、本件各保険金の額を当該支払通知日の属する事業年度である令和4年12月期の益金の額に算入した請求人の処理は是認されるべきであるから、令和3年12月期の益金の額に算入されない。

イ 保険金は、請求があったからといって単純無制約に支払われるものではなく、請求書の不備の有無、免責事由への該当の有無等の審査も含め、保険会社の審査後に支払われることが常識である。また、収益の認識に関しては実現主義が採用され、その採用根拠として客観的な測定が必要とされるところ、本件各保険金の額は、原処分庁がその算定を誤っていることに照らしても、死亡時点においては請求人による主観的な測定にすぎず、保険会社からの支払通知をもってはじめて客観的な測定が可能となり、収益の実現があったものといえる。

なお、保険会社からの支払通知日を収益計上の時期とする文献等が存在するのは、当該支払通知日をもって収益の実現とすることが実務上広く一般的に採用されている証拠であり、また、法人税法第22条が設けられた後の法改正によって同条第4項が追加され、法人が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従った処理をしていた場合に、当該処理が法人税法上否認されないようにしたという経緯等を踏まえても、当該支払通知日を保険金の収益計上の時期とするのは一般に公正妥当と認められる会計処理である。

また、本件各保険金の額の請求に必要な書類等の準備状況等からすると、客観的にみて、

請求人においては、令和3年中に本件各請求権の発生及び実現の可能性を認識し行使することは不可能であったから、この点からも収益の実現があったとはいえない。

ロ 法人税法第22条の2にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」には、企業会計原則、慣習、判例等が包含されており、いわゆる権利確定基準と整合しない場合であっても、電気業等のように、役務の提供等の日のみならず、契約等の効力が生じる日等にも収益の実現が認められているにもかかわらず、死亡保険金の収益実現の時期を死亡時点のみとする原処分庁の主張には無理がある。

ハ 本件各保険金の額を令和3年12月期の益金の額に算入すべきとするなら、本件各保険契約が本件前代表者の死亡退職金の支払に備えたものである以上、かかる死亡退職金も令和3年12月期の損金の額に算入されなければ、費用収益対応の原則に反し、著しく不公平である。

ニ 支払事由が生じてもその旨の報告を受けていない場合、保険会社は当該支払事由に係る保険金の額を見積もり、支払備金として負債に計上するにとどめ、損金の額には算入しない。本件各保険金の額について、本件前代表者の死亡日において、本件各保険会社が損金の額に算入していないにもかかわらず、請求人が益金の額に算入することになると、請求人と本件各保険会社の二重課税となる。

2.5 当審判所の判断

イ 法令解釈

上記1(2)イの法人税法第22条第2項及び第4項の規定からすれば、ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、これによれば、収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべきものと解される。

もっとも、法人税法第22条第4項は、現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当であるとの見地から、収益を一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計上すべきものと定めたものと解されるから、権利の確定時期に関する会計処理を、法律上どの時点で権利の行使が可能となるかという基準を唯一の基準としてしなければならないとするのは相当でなく、取引の経済的実態からみて合理的なものとみられる収益計上の基準の中から、当該法人が特定の基準を選択し、その基準によって収益を計上している場合には、法人税法上もその会計処理を正当なものとして是認すべきである。

ロ 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(イ) F社は、令和3年12月21日に、請求人に対して、別表1の順号1から4までの各保険契約に係る保険金の請求に必要な書類を送付する旨電話連絡し、令和4年1月7

日に当該書類の発送手続を行った。

なお、G社の請求人に対する必要書類の交付時期は不明である。

(ロ) 本件各保険会社においては、一般的な取扱いとして、保険金の支払請求を受けてから、免責事由その他保険金を支払わない事由の有無を審査することとしている。

ハ 検討

(イ) 本件各保険金の額が令和3年12月期の益金の額に算入されるか否かについては、上記イを踏まえると、本件各保険金の額を入金日の令和4年3月17日付及び同年6月8日付でそれぞれ雑収入等に計上する会計処理〔上記1(3)ト〕、すなわち、本件各保険会社からの支払通知日の属する令和4年12月期の収益として計上するという請求人の会計処理が、取引の経済的実態からみて合理的なものであり、法人税法上正当なものとして是認されるか否かによることになるため、この点について、以下検討する。

(ロ) 本件各保険契約の各約款及び各特約条項の内容等は、上記1(3)ハのとおりであり、保険金の支払時期に関し、請求に係る必要書類が本件各保険会社に到着した翌日又は翌営業日から保険金の支払がされるまでに、少なくとも5営業日の期間が設けられ、追加での確認が必要な場合などには保険金の支払期限が延長されることとなっている。このような保険金の支払に至る過程からすれば、保険金の支払は、その請求後、書類不備等の形式面のほか、免責事由その他保険金を支払わない事由の確認調査の必要性を検討した上で行われるものである。

そうすると、上記1(3)ニのとおり、本件前代表者の死亡診断書に記載された死因の種類が「病死及び自然死」のみであり、その記載上、直ちには免責事由の存在を疑わせる記載がないとしても、本件各保険会社の上記検討の結果次第では、本件各保険契約に基づく保険金が支払われないこともあり得たといえる。

(ハ) また、本件各保険契約に基づく保険金の請求に係る請求人の事情について検討するに、上記1(3)ハ(ロ)のとおり、本件各保険契約に基づく保険金の請求に当たっては、F社所定の様式による医師の死亡証明書又はG社所定の診断書を提出する必要がある上、本件各保険会社が保険金の請求のための所定の様式を請求人に交付するためには一定の時間を要することをも踏まえれば、かかる死亡証明書等の取得にはある程度の時間を要すると認められる。

実際にも、上記1(3)ホ及び上記ロ(イ)のとおり、F社は、令和3年12月21日の段階では、請求人に対し、保険金の請求に必要な書類を送付する旨の電話連絡をしたにとどまり、実際に当該書類の発送手続を行ったのは令和4年1月7日であり、請求人のF社に対する保険金の請求は同年3月8日付であった。また、上記ロ(イ)のとおり、G社の請求人に対する必要書類の交付時期は明らかではないが、上記1(3)ホのとおり、請求人のG社に対する保険金の請求は令和4年5月31日付であった。

これらの事情からすると、本件各保険会社に対する保険金の請求の時期は、本件前代表者の死亡日である令和3年12月〇日〔上記1(3)イ〕から最長で5か月以上が経過した時

点であると認められる。しかしながら、本件前代表者の死亡後に、請求人が事業を継続しつつ、本件前代表者の葬儀や、会社法所定の期間内に代表取締役の変更及びこれに伴う所定の手続等を行う必要性を踏まえると、請求人が行った本件各保険契約に基づく保険金の請求手続が特段遅延したとは認められず、本件前代表者の死亡時点から本件各保険会社に対する保険金の請求時点の間には、不自然又は不相当な間隔があるとはいえない。そうすると、請求人が、恣意的に本件各保険金の額の収益計上時期を令和4年12月期に繰り延べようと企図したとは認められない。

(ニ) 上記(ロ)及び(ハ)のとおり、本件における具体的な事実関係の下での検討を踏まえれば、本件各保険金の額を令和4年12月期の雑収入等に計上した請求人の会計処理は、取引の経済的実態からみて合理的な収益計上の基準に則したものであるということができ、法人税法上も正当なものとして是認すべきと認められることから、上記3(2)の「請求人」欄のロからニまでにおける請求人の各主張の当否について検討するまでもなく、本件各保険金の額は令和3年12月期の益金の額に算入されない。

ニ 原処分庁の主張について

(イ) 原処分庁は、上記3(2)の「原処分庁」欄のイのとおり、請求人は本件前代表者の死亡日から本件各請求権の実現可能性を客観的に認識でき、その行使が可能となったといえる旨や、本件各保険金の額を支払通知を待って益金の額に算入することは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するとは認め難い旨主張する。

確かに、保険契約上の支払事由が生じ、免責事由に該当しないことが見込まれる場合に、死亡日に収益計上する会計処理も法人税法上正当なものとして是認され得る。

しかしながら、上記ハのとおり、本件各保険金の額を令和4年12月期の雑収入等に計上した請求人の会計処理も、取引の経済的実態からみて合理的な収益計上の基準に則したものと認められ、法人税法上も正当なものとして是認すべきである以上、原処分庁の主張は採用できない。

したがって、この点に関する原処分庁の主張には理由がない。

(ロ) 原処分庁は、上記3(2)の「原処分庁」欄のロのとおり、本件各保険金の額を令和3年12月期の益金の額に算入すべきことは、法人税基本通達9-3-4の(1)及び所得税基本通達36-13といった他の法令解釈通達の定めとも整合する旨主張する。

しかしながら、法人税基本通達9-3-4の(1)は、保険契約が終了する時までは養老保険に係る支払保険料の額を資産に計上する旨の取扱いを定めたものであって、本件各保険金の額を令和3年12月期の益金に算入すべきことの根拠とはならない。

また、所得税基本通達36-13との関係でみると、上記ハの判断は、本件各保険金の額を令和4年12月期の雑収入等に計上した請求人の会計処理が法人税法上も是認すべきことを判断したものであって、そのような判断により、直ちに所得税基本通達36-13との間に矛盾が生じるともいえない。

したがって、この点に関する原処分庁の主張にも理由がない。

2. 6 考察

原処分庁は「本件前代表者は令和3年12月〇日に死亡し、同日において死因が「病死又は自然死」と診断されているところ、これは本件各保険契約に係る保険金の支払事由に該当するとともに、免責事由のいずれにも該当しない。

そうすると、請求人においては、本件前代表者の死亡の事実及び本件各保険契約に基づいて、保険金を請求することができる状態が整っており、本件前代表者の死亡日から本件各請求権の実現可能性を客観的に認識でき、その行使が可能となったといえる。」と主張するのに対して、請求人は「保険金は、請求があったからといって単純無制約に支払われるものではなく、請求書の不備の有無、免責事由への該当の有無等の審査も含め、保険会社の審査後に支払われることが常識である。また、収益の認識に関しては実現主義が採用され、その採用根拠として客観的な測定が必要とされるところ、本件各保険金の額は、原処分庁がその算定を誤っていることに照らしても、死亡時点においては請求人による主観的な測定にすぎず、保険会社からの支払通知をもってはじめて客観的な測定が可能となり、収益の実現があったものといえる。」と主張する。

当審判所の判断の認定事実として「本件各保険会社においては、一般的な取扱いとして、保険金の支払請求を受けてから、免責事由その他保険金を支払わない事由の有無を審査することとしている。」とする。そのうえで「本件前代表者の死亡診断書に記載された死因の種類が「病死及び自然死」のみであり、その記載上、直ちには免責事由の存在を疑わせる記載がないとしても、本件各保険会社の上記検討の結果次第では、本件各保険契約に基づく保険金が支払われないこともあり得たといえる。」と判断した。

原処分庁は、保険金の支払事由の発生時に「権利の確定」があったことを主張しているが、当審判所の判断の認定事実からも明らかなように、保険会社の検討の結果次第では、保険金が支払われないこともあり得ることから、請求人が保険金の支払事由の発生時には、保険金について自由に使用収益することはできないため、保険金の支払事由の発生時には、益金認識の帰属時期とすることは妥当ではないといえる。

請求人は、「当該支払通知日をもって収益の実現とすることが実務上広く一般的に採用されている証拠であり、また、法人税法第22条が設けられた後の法改正によって同条第4項が追加され、法人が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従った処理をしていた場合に、当該処理が法人税法上否認されないようにしたという経緯等を踏まえても、当該支払通知日を保険金の収益計上の時期とするのは一般に公正妥当と認められる会計処理である。」ことを主張している。

この点については、企業会計の伝統的な実現主義は、財貨又は役務の提供を前提とするものであり、保険金収入のような財貨又は役務を提供しない収入、すなわち、保険金の支払事由の発生によって発生する収益は前提にしていない。このため、企業会計の実現主義に基づいて、益金認識の時期を判断することができるかは、疑問である。

権利確定主義に基づけば、「権利の確定」をもって益金認識を行うこととなるが、保険会社からの支払通知日の属する事業年度に、保険金収入に係る権利が確定し、請求人が当該保険金を保険会社に請求することができることから、請求人が当該権利を自由に使用収益することが可能であるといえる。

当審判所の判断が「確かに、保険契約上の支払事由が生じ、免責事由に該当しないことが見込まれる場合に、死亡日に収益計上する会計処理も法人税法上正当なものとして是認され得る。

しかしながら、上記ハのとおり、本件各保険金の額を令和4年12月期の雑収入等に計上した請求人の会計処理も、取引の経済的実態からみて合理的な収益計上の基準に則したものと認められ、法人税法上も正当なものとして是認すべきである以上、原処分庁の主張は採用できない。」とする。

私見として、「権利の確定」によって収益認識することは、取引の経済的実態からみて合理的な収益計上の基準に則したものといえるため、当審判所の判断は適当であったといえる。

3. 保険金収入の収益の帰属事業年度の検討

3. 1 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準

保険金収入の収益については、正常営業循環基準の枠外であること、財貨又は役務の提供に基づく収益でないことから、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準をどのように捉えるかが、法人税においては問題になる。

したがって、企業会計の伝統的な実現主義とは離れて、収益認識の帰属時期を考える必要がある。

大淵（2017）があげるように、税務会計は「権利確定主義」又は「管理支配基準」等の独自の基準を設定して収益を認識すべきであるように思われる。

また、長島（2021）は、収益公正処理基準と公正処理基準を区分しており、収益公正処理基準を「資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供」によるものとしている。公正処理基準自体はおなじものであるところ、適用場面としては収益の認識や測定における適用とそれ以外とで分けられており、概念としては別のものと位置付けられたもの、とする。だとすれば、「資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供」によるものと、それ以外のものとに区分して、益金認識の帰属時期を判断すべきように考えることができる。

「権利確定主義」の適用の例としては、財貨又は役務の提供に益金認識の帰属時期があげられる。

「管理支配基準」の適用の例としては、法人税基本通達2-1-43は「他の者から支払を受ける損害賠償金（債務の履行遅滞による損害金を含む。以下2-1-43において同じ。）の額は、その支払を受けるべきことが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、法人がその損害賠償金の額について実際に支払を受けた日の属する事業年度の

益金の額に算入している場合には、これを認める。」と明示しており、財貨又は役務の提供を前提としない益金認識の帰属時期があげられる。

保険金収入の収益の帰属事業年度は、財貨又は役務の提供を前提としないものであり、「管理支配基準」に基づいて判断することが妥当である。

だとすると、請求人が当該権利を自由に使用収益することが可能である事業年度において、益金認識をすべきこととなるが、当審判所の判断の認定事実によれば「本件各保険会社においては、一般的な取扱いとして、保険金の支払請求を受けてから、免責事由その他保険金を支払わない事由の有無を審査することとしている。」こととなるため、当該審査によって権利が確定し、請求人が当該権利を認識する前は、益金の測定を確定することが難しいことから、益金認識を行うべきではないといえる。また、請求人が保険金の支払通知日あるいは実際に支払を受けた日、保険金収入に係る権利あるいは金銭を自由に使用することが可能であり、貨幣的な裏付けをもって収益および益金を認識することができる。請求人は、実際に支払を受けなければ担税力が生じないため、実際に保険金を受け取った事業年度（保険金を受け取った事業年度）に、益金認識をすることが妥当であると結論づける。

3. 2 権利確定主義との整合性

権利確定主義に基づけば、「権利の確定」を待って益金認識をすることが妥当である。伝統的な実現主義は、財貨又は役務の提供と、その対価として貨幣性資産を取得することをもって、収益認識をすることとしている。

伝統的な実現主義は未実現利益を排除することによって、貨幣的な裏付けのある処分可能利益を算出することが可能であり、貨幣的な裏付けの利益によって担税力が保証されることとなる。

資産負債アプローチに基づくのであれば、原処分庁が「令和3年12月〇日に死亡し、同日において死因が「病死又は自然死」と診断されているところ、これは本件各保険契約に係る保険金の支払事由に該当するとともに、免責事由のいずれにも該当しない。

そうすると、請求人においては、本件前代表者の死亡の事実及び本件各保険契約に基づいて、保険金を請求することができる状態が整っており、本件前代表者の死亡日から本件各請求権の実現可能性を客観的に認識でき、その行使が可能となったといえる。」と主張するように、債権の時価の測定（請求権の実現可能性）の問題となり、貨幣的な裏付けなく保険金収入に係る債権を認識することも可能という意見も考えられるのであろう。

そして、概念フレームワークは「このように「実現」という用語が多義的に用いられていること、及びそのいずれか1つの意義では、様々な実態や本質を有する投資について、純利益及び収益・費用の認識の全体を説明するものではないことから、これらを包摂的に説明する用語として「投資のリスクからの解放」という表現を用いることとした。」⁹というよう

⁹ 企業会計基準委員会（2006）「討議資料 概念フレームワーク」第4章財務諸表における認識と測定 [投資のリスクからの解放] 56項。

に、多義的な実現概念であるために、あたかも「実現概念」そのものが貨幣的な裏付けがある、すなわち担税力のある利益と誤解を招き、担税力が保証されていない所得に課税することにつながりかねず、問題である。

法人税の課税所得計算においては、資産負債アプローチに基づく利益計算あるいは収益費用アプローチに基づく利益計算、そのものが問題となるのではなく、担税力のある利益であるかが問題であり、それらの利益をそのまま受け入れることとはされていない。

権利確定主義に基づいて、財貨又は役務の提供とその対価として貨幣性資産の取得をもって益金認識を行うのは、その対価である売掛金が過去の経験によって回収されるという前提に基づいて、益金認識するものである。掛取引の売掛債権が回収される前提にないとなれば、現金主義に基づいて収益認識あるいは益金認識しなければ、貨幣的な裏付けのある利益が算定することができない。

保険金収入の益金認識の帰属時期は、保険金の支払事由の発生が、営業活動のように反復継続的に発生することを予定しておらず、保険会社の審査を経なければ保険金の測定の適否の判断が困難な場合もあるため、実際に請求人が保険金を受け取った事業年度に益金認識を認めることが妥当である。あるいは、保険金収入に係る権利が確定した事業年度に益金認識をすべきであると結論づける。

3. 3 総括

保険金収入については、企業会計の伝統的な実現主義により、収益認識を判断することができず、概念フレームワークが示す投資のリスクからの解放によれば、貨幣的な裏付けのある収益が認識される保証がないため、税務会計の独自の基準を設けて判断すべきであると結論づけた。

大淵（2017）は「権利確定主義」又は「管理支配基準」等の独自の基準を設けるべきであるとされている。

この点については、正常営業循環基準の枠内であるか枠外であるかによって判断すべきではなかろうか。

正常営業循環基準の枠内であれば、営業活動の一環とした事象に基づくものであり、過去の経験に基づいて判断することが、比較的容易である。

他方で、正常営業循環基準の枠外であるものは、営業活動の一環としたものではないため、非継続的・非反復的な事象が含まれるため、過去の経験に基づいて判断できるとは限られない。だとすれば、権利の認識・測定を客観的に行うことが困難であることが想定されるため、収益認識あるいは益金認識は、貨幣的な裏付けの判断をより慎重に行うべきであろう。

・判例研究会の質問を受けて

本裁決事例は、原処分庁は「権利の確定」の恣意性を排除するという観点から、本件前代表者の死亡日において、請求人が益金の額に算入すべきと、主張したのではないかと、という意

見があった。また、大竹貿易事件の影響を受けて、原処分庁はこのような主張をしたのではないか、という意見があった。

しかしながら、「権利の確定」でいう「権利」とは、納税者が当該権利を自由に使用収益あるいは処分することができることを意味し、「前代表者の死亡」の事実をもって、直ちに、保険金収入の金額が確定しないことから、本件裁決事例の結論が妥当であるといえる。

参考文献目録

大淵博義（2017）『法人税法解釈の検証と実践的展開 第三巻』税務経理協会。

金子友裕（2018）「法人税法 22 条の 2 創設の意義」東洋大学経営論集 Vol. 92, pp. 83-95.

長島弘（2021）「公正処理基準の再検討」税法学No.586, pp. 449-465.

長谷川記央（2026）「法人税におけるリポートに係る会計処理の問題－収益認識基準と法人税法 22 条の 2 を中心として－」税務事例 Vol. 58, No. 2, pp. 32-41.

長谷川記央（2022）「権利確定主義における益金認識の問題」租税訴訟No.15, pp. 123-150.